

中小企業経営労務研究所所長 社会保険労務士 岡本孝則

2006年から、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下高齢法）に基づき、事業主はその雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用確保のため一定の措置をすることが義務づけられました。この助成金は、次の⑦から⑩のいずれかの措置を実施した（これらの日を以下実施日という）中小企業事業主に対して1回に限り支給されるものです。

過去に定年引き上げなどを実施したことにより「継続雇用定着促進助成金」を受給している事業主は対象外となりますが、上乗せ額のみ受給できる場合がありますのでご相談ください。

⑦65歳以上への定年引き上げ⑧希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入⑨65歳前に契約期間が切れない契約形態による希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度（以下65歳安定継続雇用制度という）の導入⑩定年の定め廃止。

中小企業定年引き上げ等奨励金の給付内容（表1）

実施した措置とその実施した日における企業規模（常用被保険者数）に応じ、表の額が支給される。

1・60歳以上65歳未満の定年及び65歳以上70歳未満の希望者全員を対象とする継続雇用制度を定めている場合。

実施した措置	企業規模と支給額		
	1~9人	10~99人	100~300人
①希望者全員を対象とする65歳安定継続雇用制度の導入	10万円	15万円	20万円
②希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	20万円	30万円	40万円
③上記①と②を併せて導入	30万円	45万円	60万円

*65歳前に契約期間が切れない契約形態を既に導入している場合は、①③の支給はなし。

支給要件としては、次の①~④のいずれにも該当する中小企業事業主。①実施した日において中小企業事業主であること（注）範囲は常用被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇い被保険者以外の雇用保険の被保険者という）が300人以下のもの②実施日から起算して1年前の日から当該実施日までの期間に、60歳以上の定年を定めていること、および63歳以上の定年か

継続雇用制度を定めていること③2009年4月1日以降、就業規則等により、一定の措置（⑦から⑩のいずれか）を実施したこと。ただし、1997年4月1日以降において就業規則などで定められていた旧年齢を超えること④申請日前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の常用被保険者が

◇中小企業経営労務研究所

URL：<http://www.chukeirou.com/>

1981年4月設立。人事・労務のコンサルティングを通して中小企業を総合支援する。



1人以上いること。

または、①~③に該当し、高齢者を雇用する法人などを09年4月1日以降設立したこと。ただし高齢者の人数は次の⑤⑥のいずれにも該当すること。⑤支給申請日前日において、60歳以上の常用被保険者（1年以上雇用されている必要はない）の数が3人以上であり、かつ常用被保険者全体に占める割合が4分の1以上であること⑥支給申請日前日において、常用被保険者全体に占める55歳以上の常用被保険者の割合が2分の1以上であること。

記事に関するご質問・ご相談は「土業ねっと」<http://www.sigyo.net>まで